

## 中央区と株式会社マーケットエンタープライズとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定

中央区（以下「甲」という。）と株式会社マーケットエンタープライズ（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源、機能等を活用し、甲の区域内（以下「区内」という。）のリユース活動を促進し、もって、区内のごみ排出量の削減及び循環型社会の形成に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1）乙が運営するリユースプラットフォーム事業（以下「乙事業」という。）を利用したリユース活動に係る広報啓発に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

### （本協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申出があったときは、甲乙協議の上、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

### （実績報告）

第4条 乙は、区民及び区内事業者（以下「区民等」という。）が本協定によるリユース活動に係る広報啓発物を經由して乙事業を利用した実績を、甲及び乙で合意した方法で甲に報告する。

### （責務）

第5条 乙事業を利用した区民等（以下「利用者」という。）と乙事業を通じて買取査定を行った者との間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

### （有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙から書面による特段の

申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、乙事業の実施により知得した利用者の個人情報について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙事業を通じて買取査定を行った者に対し、買取査定及び買取の過程で知得した個人情報了他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に当たり知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 甲は、中央区情報公開条例（平成13年10月中央区条例第29号）に基づく区政情報の開示の請求があった場合には、前項の規定にかかわらず、同条例の規定に基づき不開示情報を除いて開示する。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年8月5日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
中央区長 山 本 泰 人

乙 東京都中央区銀座一丁目10番6号  
銀座ファーストビル2階  
株式会社マーケットエンタープライズ  
代表取締役社長 小 林 泰 士